

(平成24年1月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年8月31日から同年10月23日までの期間について、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年10月23日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月31日から8年7月30日まで

私は、昭和63年8月に、株式会社Aが経営していた事業所のB職として採用され、同社が倒産した平成8年7月頃まで継続して勤務した。

私の厚生年金保険の加入記録では、株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成4年8月31日とされているが、それ以降も変わらず正社員として勤務し、給与から保険料が控除されていたと記憶している。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間において、株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

一方、申立期間のうち、平成4年8月31日から同年10月23日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（4年9月30日）の後の同年10月23日付けで、遡って同年8月31日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、株式会社Aに係る商業登記簿謄本から、上記の処理日（平成4年10月23日）に同社は閉鎖されておらず、法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしてい

たものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、遡って申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、当該処理日である平成4年10月23日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成4年7月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成4年10月23日から8年7月30日までの期間について、申立人は、前述のとおり、当該期間において株式会社Aに勤務していたことは確認できるものの、オンライン記録によると、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の当時の事業主は、「給与からの厚生年金保険料の控除については、資料が無く不明である。」と述べている。

また、申立人が氏名を挙げた事務担当者は、「当該期間には既に退職しており、厚生年金保険の取扱いは分からない。」と述べている。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、平成4年10月23日に健康保険証を返納していることが確認できる上、C市町村の回答から、申立人は、5年2月1日に国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、当該期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成6年10月から7年3月までは32万円、7年4月から同年11月までは9万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年10月21日から7年12月31日まで

社会保険事務所の職員が平成20年12月12日に来訪し、夫がA株式会社に勤務していた期間の報酬月額について聴取された。当時、夫は既に死亡し詳細は不明であったが、申立期間当時、生活費として受け取っていた金額（50万円ぐらい）と記録が相違していると回答した。

しかし、その後、調査結果について何も連絡が無く、記録も訂正されていないので、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成6年10月から7年3月までは32万円、7年4月から同年11月までは9万8,000円と記録されていたが、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（7年12月31日）の後の8年1月5日付けで、6年10月21日に遡及して9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる上、申立人以外の3人についても、申立人と同日の8年1月5日付けで、遡及して標準報酬月額の訂正処理がされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年10月から7年3月までは

32 万円に、7 年 4 月から同年 11 月までは 9 万 8,000 円に訂正することが必要である。

一方、申立人の妻は、「夫の申立期間の標準報酬月額が 50 万円ぐらいであった。」と主張しているところ、申立期間当時の A 株式会社の代表取締役は、「申立人の俸給月額及び厚生年金保険料控除額については、資料が無く確認できない。」と述べている。

このほか、主張する標準報酬月額に基づく報酬月額及び厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田国民年金 事案 827

第1 委員会の結論

申立人の平成12年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月

私の国民年金加入期間については、申立期間を除いて国民年金保険料が全て納付済みとなっているのに、1か月だけ未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「加入手続や保険料納付についてははっきりとは覚えていない。申立期間の保険料の領収証書を探したが、前後の期間の領収証書は見つかったものの、申立期間のものは無かった。」と述べているなど、申立人の申立期間の保険料納付に関する記憶は曖昧であると言わざるを得ない。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、社会保険事務所（当時）において記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ないとされている上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月から同年 8 月までの期間及び 61 年 4 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 6 月から同年 8 月まで
② 昭和 61 年 4 月から同年 8 月まで

申立期間①及び②の国民年金については、会社を辞めて収入が無かったので、父が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれたと聞いている。

年金手帳にも申立期間の加入記録が記載されているので、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、「父が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれたと聞いている。」と主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を確認したものの、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できない上、オンライン記録によると、申立人の申立期間①及び②の国民年金の記録は、社会保険事務所（当時）が、基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月 1 日より後の 14 年 11 月 25 日付けで、遡及して国民年金の加入期間とする追加処理を行っていることが確認できることから、申立人は、申立期間①及び②当時、国民年金に加入していないため、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、上記の追加処理が行われた時点（平成 14 年 11 月 25 日）において、申立期間①及び②の国民年金保険料は既に時効であり、納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が所持する年金手帳の国民年金記号番号の欄を確認したが、

同欄は空欄となっており、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

なお、申立人は、「年金手帳には、申立期間①及び②について国民年金加入期間と記入されている。」と述べているが、当該加入記録については、社会保険事務所が当該期間を国民年金の加入期間とする追加処理を行った以降に記入されたものと考えられる。

加えて、申立人自身は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の父親が、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 7 日から 55 年 4 月 1 日まで

株式会社A（現在は、B株式会社）における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和 55 年 4 月 1 日とされているが、私は、51 年 4 月から勤務していた。

申立期間が厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかないの
で、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間において、株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間当時、株式会社Aにおいて事務を担当していた者は、「申立人から、御主人がC事業所に勤務し、その被扶養者となっているので、厚生年金保険には加入しないと言われた記憶がある。」と証言している。

また、申立人は、「株式会社Aに入社して3か月後に入院し、健康保険証を使用した記憶がある。」と述べているところ、D病院が保管する、申立人が昭和 51 年 7 月に入院した当時のカルテから、申立人は、夫が加入するE共済組合の被扶養者として受診したことが確認できる。

さらに、B株式会社及び申立期間当時の事業主に照会したものの、当時の資料が保管されていないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

加えて、当時の同僚は、「私は、扶養の関係及び自身の保険料負担の理由で、自ら希望して厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

その上、オンライン記録及びF市町村の国民年金被保険者名簿によると、

申立人は、申立期間を含む昭和 49 年 2 月 1 日から 55 年 4 月 1 日までの期間において、国民年金に加入し、保険料を全て納付していることが確認できる。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。